

第29号議案

行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(島根県行政不服審査会の設置)

第2条 法第81条第1項の規定に基づく機関として、島根県行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名す

る委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、会長及び2名以上の委員の出席がなければ、開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長に事故がある場合又は会長が欠けた場合の第3項の規定の適用については、前条第3項の規定により会長の職務を代理する委員は、会長とみなす。

(専門委員)

第7条 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(守秘義務)

第8条 委員若しくは委員であった者又は専門委員若しくは専門委員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(会長への委任)

第10条 第2条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(手数料の納付)

第11条 法第38条第1項(法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。)の規定による交付を受ける者は、別表に定める額の手数料を納めなければならない。

(手数料の減免)

第12条 審理員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前条の手数料を減額し、又は免除することができる。

- 2 審査庁が法第9条第1項第3号に掲げる機関である場合若しくは同項ただし書の特別の定めがある場合又は他の法令において準用する場合であって同項の規定による審理員の指名を要しない場合における前項の規定の適用については、同項中「審理員」とあるのは、「審査庁」とする。

(準用)

第13条 前2条の規定は、再審査請求について準用する。この場合において、第11条中「第38条第1項(法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び)」とあるのは「第66条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項()と、前条第2項中「審査庁」とあるのは「再審査庁」と、「若しくは同項ただし書の特別の定めがある場合又は」とあるのは「又は」と、「同項の」とあるのは「法第66条第1項において読み替えて準用する法第9条第1項の」と読み替えるものとする。

- 2 第11条及び前条第1項の規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。この場合において、第11条中「第38条第1項(法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。)」とあるのは「第81条第3項において準用する法第78条第1項」と、「受ける者」とあるのは「受ける審査請求人又は参加人」と、前条第1項中「審理員」とあるのは「審査会」と読み替えるものとする。

(手数料の不還付)

第14条 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、知事が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第8条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第17条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（会議の招集に関する経過措置）

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、知事が招集するものとする。

（警察に関する手数料条例の一部改正）

3 警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条に次のただし書を加える。

ただし、行政不服審査法施行条例（平成28年島根県条例第 号）の定めるものについては、この限りでない。

別表（第11条関係）

交付の方法	種 別	手数料の額	
1 書面等を複写機により用紙に 複写したものの交付	(1) 白黒	用紙1枚につき	10円
	(2) カラー	用紙1枚につき	50円
2 電磁的記録に記録された事項 を用紙に出力したものの交付	(1) 白黒	用紙1枚につき	10円
	(2) カラー	用紙1枚につき	50円

備考

1 用紙の大きさは、日本工業規格A列3番又はA列4番とする。

2 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。